

角田市ふるさと納税・地場産業の振興・シティプロモーション業務委託

公募型プロポーザル

実施要領

角田市ふるさと納税・地場産業の振興・シティプロモーション業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

角田市（以下「発注者」という。）は、ふるさと納税制度を活用して「新たな財源の確保」、「地場産業の振興」及び「シティプロモーション」の3点を推進することとしている。

本業務は、これらの取組を強力に推進するため、ふるさと納税関連の事務を、効果的かつ効率的に実施できる専門的な知見やノウハウを有する事業者（以下「受注者」という。）に委託することとし、委託先の選定にあたって公募型プロポーザル方式による企画提案の募集を行う。

2 概要

- (1) 名 称 角田市ふるさと納税・地場産業の振興・シティプロモーション業務委託
- (2) 事業内容 角田市ふるさと納税・地場産業の振興・シティプロモーション業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 実施期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
※ただし、良好な管理運営が実施され、次年度以降も受託者による事業継続が妥当であると認められた場合は、会計年度ごと（単年度契約）契約を更新できるものとする。
- (4) 委託料上限額（見積金額）
寄附額の4.5%を上限とする。（消費税及び地方消費税相当額を含まない）
令和9年度：315,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）※想定寄附額 70億円

3 プロポーザル方式を採用する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績等を総合的に評価し、本市の目的に沿った受託候補者を選定するため、本プロポーザルを行う。

4 事業スケジュール（予定）

項目	スケジュール
公募開始（参加申込み及び質問受付）	令和8年8月20日（木）
質問受付締切り	令和8年9月2日（水）
質問に対する最終回答	令和8年9月4日（金）
参加申込書提出締切り	令和8年9月15日（火）17時必着
企画提案書等の提出締切り	令和8年9月25日（金）17時必着
審査（プレゼンテーション）	令和8年10月8日（木）
審査結果の通知（通知発送）	令和8年10月14日（水）
委託業務（仮）契約締結（予定）	令和8年10月中旬予定

5 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ① 国・地方公共団体から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生計画の認可決定がなされている場合は除く。）。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生計画の認可決定がなされている場合は除く。）。
- ④ 角田市に課税客体があるものにあつては、市税の滞納がない者
- ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がない者
- ⑥ プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はそれらと同等のセキュリティの規格を取得し、適切な措置を講じる体制を整備していること。
- ⑦ 角田市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
- ⑧ 令和7年度に本プロポーザルと同種業務（中間事業者としての業務）を一括して受託した業務内容と類似の業務経験があり、また、同年度の寄附受入額が60億円以上の実績を有している自治体に対する支援実績を1自治体以上有していること。
- ⑨ グループ申請は認めないものとする。

※再委託を行う場合の取扱いについて（契約締結後下記の内容を協議）

原則として、再委託は認めないものとする。ただし、次に掲げる業務については、発注者の承認を得た上で再委託を認める。再委託先は、できる限り角田市内の事業者の活用を検討すること。

【再委託を認める業務】

- 書類等の郵送に関する業務
- ワンストップ特例制度に関する業務
- 寄附者対応に関する業務（コールセンター業務）
- 返礼品の発送に係る委託料の代理請求及び代理受領並びに事業者への支払業務
- 返礼品等の写真撮影、動画撮影業務
- Web コンテンツ制作業務（返礼品掲載ページ制作、ポータルサイト上のバナー制作等）

上記に含まれない業務の再委託については、発注者と協議を行い発注者が認める場合に限り、再委託を認める。

なお、再委託を行う場合、再委託先の者についても、「3 参加資格」(1)の①から⑦までの要件を満たすこと。

6 実施要領等の配布

参加申込書及び企画提案書、実施要領等の公募に関する資料その他の必要書類は、角田市ホームページからダウンロードすること（個別の配布は行わない。）。

7 参加申し込みの提出

参加者は、次のとおり参加意思表明書一式等を提出し、申し込みを行うものとする。

提出書類

- ① 参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- ② 国税の納税証明書（書類提出の日において発行日から3か月以内、写し可）
- ③ 市町村税の納税証明書又は完納証明書（書類提出の日において発行日から3か月以内、写し可）
- ④ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（書類提出の日において発行日から3か月以内、写し可）
- ⑤ 暴力団等の排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式第2号）
- ⑥ 関連業務等実績（様式第3号）

8 参加申し込みの提出方法

次の提出先に、提出期限までに持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は、配達日時を証明できる方法に限る。）

(1) 提出先事務局

〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41
角田市 総務部 財政課 ふるさと納税係
電話 0224-63-1068
メール furusato@city.kakuda.lg.jp

(2) 提出期限

令和8年9月15日(火) 午後5時（必着）

(3) 参加資格の有無の確認結果

参加申込の結果については令和8年9月17日（木）までにメールにより通知する。

(4) 提出部数提出部数

各1部

9 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

① 提出書類

質問書（様式第4号）

② 提出期限

令和8年9月2日（水）

③ 提出方法

電子メールによることとする。また、電子メールの件名は、「角田市ふるさと納税・地場産業の振興・シティプロモーション業務委託に関する質問」とすること。

④ 提出先

角田市総務部財政課ふるさと納税係（e-mail:furusato@city.kakuda.lg.jp）

(2) 質問に対する回答

随時、市ホームページに質問内容とその回答を掲載する。個別には回答しない。
また、審査に関する質問については受け付けない。

10 企画提案書の提出

参加資格を持った提案者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。を事務局に提出すること。この場合、提案の提出は1つに限る。

(1) 提出書類

以下の書類を提出すること。

① 表紙（様式第6号）

様式に従い記載する。

② 企画提案書（任意の様式）

企画提案書には、別紙仕様書の内容を踏まえつつ、以下のアからエまでに示す項目を記載すること。

ア 分析力・課題解決力・計画力

ふるさと納税制度や市場の動向、別紙「角田市ふるさと納税に関する概要」を踏まえ角田市の強みや弱み等を分析したうえで、本業務の課題や戦略、計画等を記載する

こと。また、ふるさと納税の寄附見込額として設定している令和9年度70億円の達成に向けた要点を記載すること。

イ 特色ある戦略の提案

本市の返礼品事業者は、一つ一つの生産量は必ずしも多くないが、概要書のとおりバラエティー豊富なラインナップとなっている。この特色を活かし、まだ埋もれている返礼品など、新たな方向性も検討する必要がある、それをはじめとして、ふるさと納税を大きく伸ばすための新たな特色ある戦略を提案すること。

ウ 業務の実施方針

別紙仕様書の内容を踏まえ、本業務の実施体制、自社の強み、ノウハウ等を活かして、どのように実施していくのか記載すること。

また、独自の提案がある場合は、そのことも記載すること。

1) ふるさと納税業務

※ 仕様書「7業務の詳細1）ふるさと納税業務」(2)②ウにおいて、ポータルサイトに掲載する際、どのように本市返礼品の魅力を伝えるのか、その取組（画像、PR文章、ページの内容、SEO対策ほか）、具体的な実際の掲載イメージを提示すること。また、寄附者からのレビューへの対応についても記載すること。なお、PR力を判断するため掲載する返礼品は、必ずしも角田市の返礼品でなくとも良い。

2) 地場産業の振興業務

3) シティプロモーション業務

4) その他全般

エ 危機管理能力

本業務の実施にあたり、リスクを予め想定し、当該リスクを回避する方策を記載すること。特定個人情報（マイナンバー）を含め、情報管理の体制について記載すること。

オ その他

ふるさと納税募集費用総額基準を踏まえ、返礼品の寄附者への配送料の工夫など経費節減に係る提案があれば記載すること。

③ 提案者の概要（任意の様式）

名称、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員、業務内容等

④ 業務実施体制調書（様式第7号）

受託業務の実施体制について記載する。

⑤ 見積書（様式第8号）

見積書に記載する価格は、令和9年度分の税抜価格を記載すること。

また、見積価格については、頭書記載の事業費上限を超えないよう留意すること。超えた場合は、失格とする。

【見積書作成条件】

※ 見積作成条件は、見積作成のために仮に定めた数値であり、変動することを承知すること。

※ 見積書に記載する額は、返礼品に係る費用（返礼品代金及び当該返礼品配送に係る送料）、書類等の郵送に係る郵便料等は含まない。（詳しくは、別紙仕様書「8経費の負担」参照）

● 令和7年度

ワンストップ処理件数約68,000件（IAM申請約52,000件、紙申請約16,000件）

⑥ 見積内訳書（様式第8号附表）

令和9年度分の積算の根拠の分かる見積の内訳書を作成すること。

(2) 作成方法

提出書類は、A4版、横書き、両面カラー印刷に統一して作成した上で、フラットファイルに綴じて提出すること。ただし、やむを得ない場合は、A3サイズを片袖折にし、A4サイズとすることも可とする。

また、文字サイズは11ポイント以上とし、表紙・目次を除き20ページ以内とする。

※表紙・目次以外の各ページにページ番号を付与すること。

※フラットファイルに綴じる際には、以下の順番になるよう留意すること

- ① 仕様書に記載されている各業務の実施方法
- ② 「10企画提案書等の提出」(1)②のアからオまでの事項
- ③ 提案者の概要
- ④ 業務実施体制調書
- ⑤ 見積書

(3) 提出方法

郵送又は持参により、事務局に提出すること。なお、郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法をとること。

また、提出の際は、提出書類をフラットファイルに綴じた上で提出すること。

(4) 提出部数

正本1部、副本8部

(5) 提出期限

令和8年9月25日（金）17時まで

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

本プロポーザルについては、事業者から企画提案書の提出を受けた後に審査を行う。

審査については、プレゼン審査に基づいて採点を行い、評価基準総合点が最も高い参加事業者を優先交渉権者として選定する。プレゼン審査時の参加者は1社3名以内とする。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、見積書の金額により順位を決定する。

また、提案者が1事業者のみの場合は、規定の審査を経た上で、審査委員会の協議により受託候補者となるか決定する。

(2) プレゼン審査

プレゼン審査は、審査委員が審査基準に基づき審査を行い、最も優れている提案を選定する。なお、審査方法については次のとおりとする。

ア 各事業者から提出された企画提案書及びプレゼン内容により審査を行う。

イ 当日の出席者は1社3名以内とする。

ウ 実施場所は、角田市役所西庁舎3階302会議室※時間については別途連絡。

エ プレゼン審査は、提出書類やモニターを用いた説明により行うものとし、提出期限後の差替えや資料の追加は認めないものとする。なお、説明時間は1社20分。（質疑応答時間は含めない）

(3) 審査日

令和8年10月8日（木）

9 審査結果の通知

審査結果については、全ての事業者に書面で通知する。

なお、優先交渉権者との合意が得られず契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者交渉権に移るものとする。

- (1) 通知書発送日
令和8年10月14日予定
- (2) 審査結果の公表
受託候補者を決定したときは、審査結果通知日の翌日以降に市公式ホームページにおいて、次の事項を公表する。
 - ア 受託候補者の名称及び点数
 - イ 参加申込事業者数
- (3) その他
審査内容についての問合せには一切応じないものとする。
また、審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

10 契約の締結

受託候補者は、事業実施の候補者として本市と協議の上、委託契約等必要な契約を締結する。

11 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、欠格又は提出書類を無効とし、プロポーザル参加停止とする。

- (1) 提出書類を期日までに提出しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助、助言を直接的又は間接的に求めた場合
- (6) 前各号に定めるもののほかに、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が欠格であると認めた場合

12 その他

- (1) 提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 書類提出後は、記載内容の変更は認めない。
- (3) 提出された書類については、いかなる理由があっても返却は行わない。
- (4) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は欠格とする。
- (5) 企画提案書等の作成のために担当課から受託した資料等は、了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (6) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情がある場合は、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
- (7) 受託候補者となった提案者と協議を行い、企画提案の一部を変更することがある。

附 則

この要領は、令和8年8月20日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。

